

NTT東日本における ソフトフォン適合検査の概要

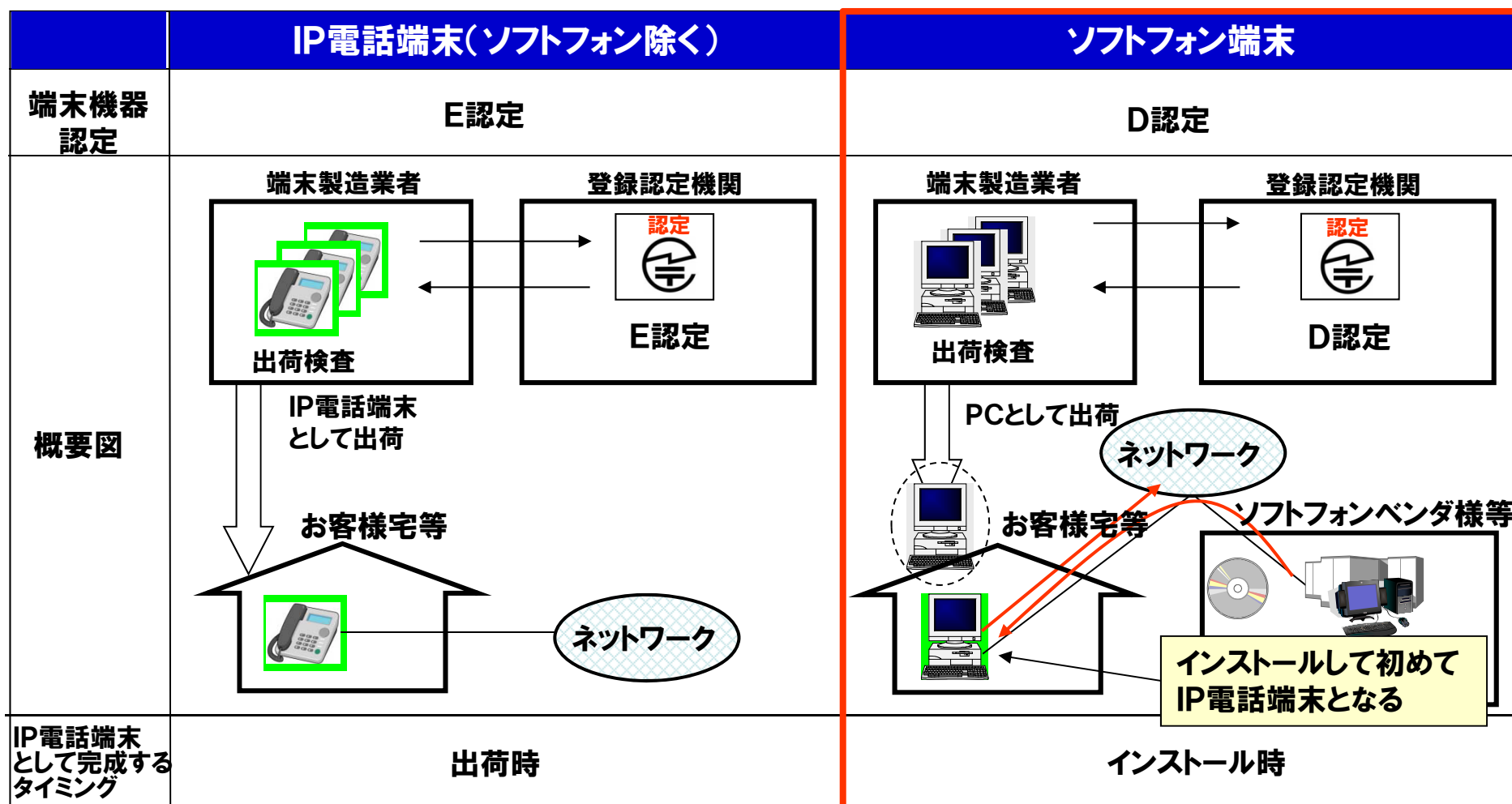
平成24年 4月16日

東日本電信電話株式会社
ITイノベーション部

千葉 貢

1. IP電話端末の認定対象

- ・ 一般に、市販されているIP電話端末については、工場出荷前段階等においてE認定が認定取得されている。
- ・ ソフトフォンについては、お客様等がご自身で購入された汎用端末(パソコン、スマートフォン等)にダウンロード／インストールして、はじめてIP電話端末となる。
⇒ 工場出荷前段階等では、電氣的条件等のD認定のみが行われ、呼制御等に係る条件を含んだE認定の取得は行われていない。

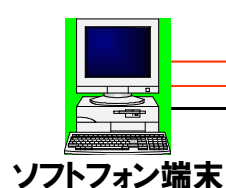


2. ソフトフォンがネットワークに与えるリスク

- ・ ソフトフォンに対しても一定の基準を設け、その適合性の検査を行う仕組みを設けることで、ネットワークの保護、ふくそうの防止及びふくそう状態の悪化等のリスク軽減を図ることが必要。

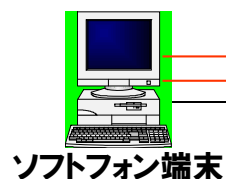
（想定されるリスクの例）

【接続時】



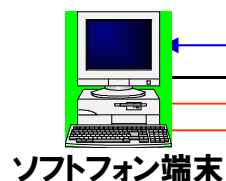
大量の識別情報登録要求、等

【発信時】



無制限の自動再発信、等

【ネットワーク輻輳時】

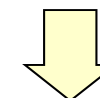


ふくそう信号

大量の発信信号、等

ネットワーク（IP電話用設備）

IP電話用端末と同等の
基準を設けるべきでは
ないか



ソフトフォン適合検査の
実施

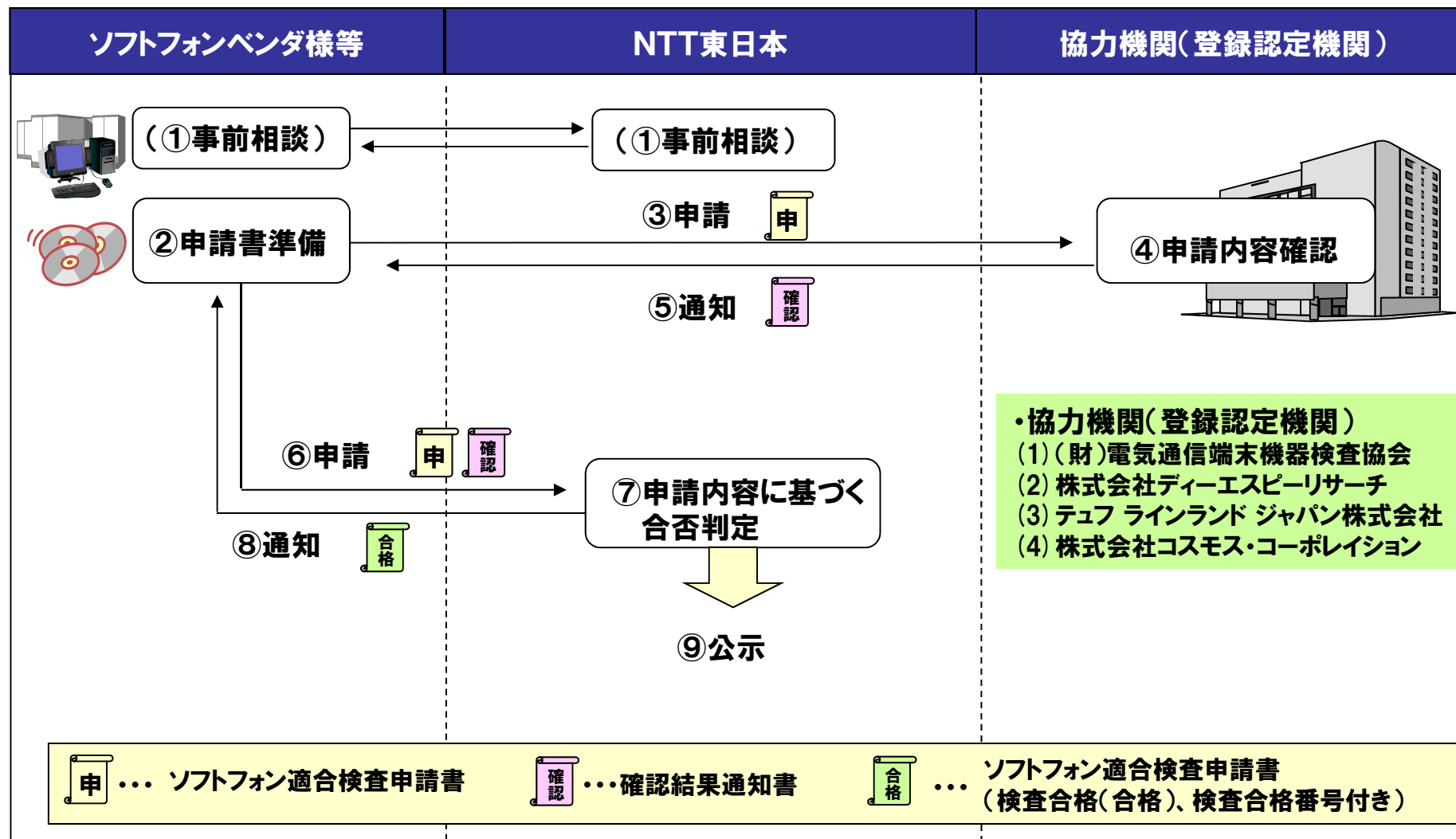
3. ソフトフォン適合検査とは

- 端末機器の認定・認証は、大量生産品を対象とした①設計認証(登録認定機関等が実施)が主流であり、試験用端末等特注品等に対しては②適合検査(電気通信事業者が実施)が行われている。
- NTT東日本では、適合検査の枠組みを活用し、ソフトフォンを対象とした『ソフトフォン適合検査』を実施。
(省令上の位置づけ：電気通信事業法施行規則第32条第1項第4号)

		① 設計認証	② 適合検査	③ ソフトフォン適合検査
申請者		認証取扱業者(製造メーカー様)	お客様(製造メーカー様)	ソフトフォンベンダ様
検査機関		登録認定機関	電気通信事業者	
検査単位		機種単位	1台単位	ソフトウェア単位
検査内容	検査項目等	●IP電話端末の技術基準等 ・自動再発信の回数制限 ・ふくそう通知時の端末動作 ・緊急通報発信機能 ・電氣的条件 等	同左	同左 (電氣的条件等を除く)
		●設計合致義務 ・設計図通りの製造	—	●ソフトウェアの検査項目 ・ハードウェア等必須条件の規定 ・必須条件を満たさない端末へのインストール防止措置 ・インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置 ・配布済みソフトフォンの管理
	対象端末	IP電話用HGW、その他電話機		ソフトフォン
具体例		・IP電話機/TV電話機 ・HGW/VoIP-TA	・試験用端末	・IP電話用ソフトウェア (ひかりソフトフォン、等)

4. ソフトフォン適合検査 検査フロー

- ・ ソフトフォンベンダ様等は、協力機関(登録認定機関)での事前確認を経て、NTT東日本に申請を行う。
- ・ NTT東日本は、検査合格の場合は、ソフトフォンベンダ様への合格通知書の送付、並びに公示を行う。



5. ソフトフォン適合検査の検査項目 1/2

- ・ ソフトフォン適合検査では、IP電話端末の技術基準等の検査(下記)と、ソフトウェア検査(次頁)を行う。
- ・ 技術基準等の検査の合否判定については、既存のE認定等に準じる。

■技術基準等の検査

検 査 項 目		要求条件	合否判定基準
① 基本的機能	端末設備等規則	端末設備等規則 第32条の2～6及び8に準じる	E認定の合否判定基準に準じる
② 発信の機能			
③ 識別情報登録機能			
④ ふくそう通知機能			
⑤ 緊急通報に係る機能			
⑥ アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力	技術的条件	端末設備等の接続の技術的条件 第8条、第12条に準じる (端末設備等規則第32条の2～4に準じる)	端末設備等の接続の技術的条件に準じる
⑦ (データコネクタが利用可能なソフトフォンの場合) データコネクタ端末としての技術的条件			

5. ソフトフォン適合検査の検査項目 2/2

・ソフトフォン適合検査では、技術基準等の検査(前頁)に加え、ソフトウェアの検査(下記)を行う。

■ソフトウェアの検査

検 査 項 目		要求条件	合否判定基準
①	ハードウェア等必須条件の規定	汎用端末に求める条件(必須条件、推奨条件)を定め、お客様に通知していること	・汎用端末の条件が明記されていること ①OS条件、CPU条件、メモリ容量、HDD空き容量 ②必須条件／推奨条件の区分 ・その他、ソフトフォンが動作するために必要な環境を明記すること
②	必須条件を満たさない汎用端末へのインストール防止措置	必須条件を満足しない汎用端末へのインストールを防止するための技術的措置が講じられていること	・技術的な措置を講じていることが明記されていること ・措置内容の実現性が確認できること (例) サポート対象外のOSにインストールしようとした場合、インストール不可のメッセージを画面表示し、インストールを中止する機能を実装している、等
③	インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置	汎用端末へのインストール実行ファイルが改ざんされないための技術的措置が講じられていること	・技術的な措置を講じていることが明記されていること ・措置内容の実現性が確認できること (例) インストール実行ファイルにデジタル署名を付与し、改ざんを防止する機能を実装している、等
④	配布済みソフトフォンの管理	ソフトフォンのライセンスを管理し、バージョン毎の利用数等を把握することができること	・ライセンス管理が可能であることが明記されていること ・措置内容の実現性が確認できること (例) ライセンス管理機能の実装、等
		もしくは、不測の事態(致命的なバグ等)に備え、ソフトフォンの利用を停止することができること	・ソフトフォン利用を遠隔停止可能であることが、明記されていること ・措置内容の実現性が確認できること (例) 予想されない不具合発生時の利用停止機能の実装、等

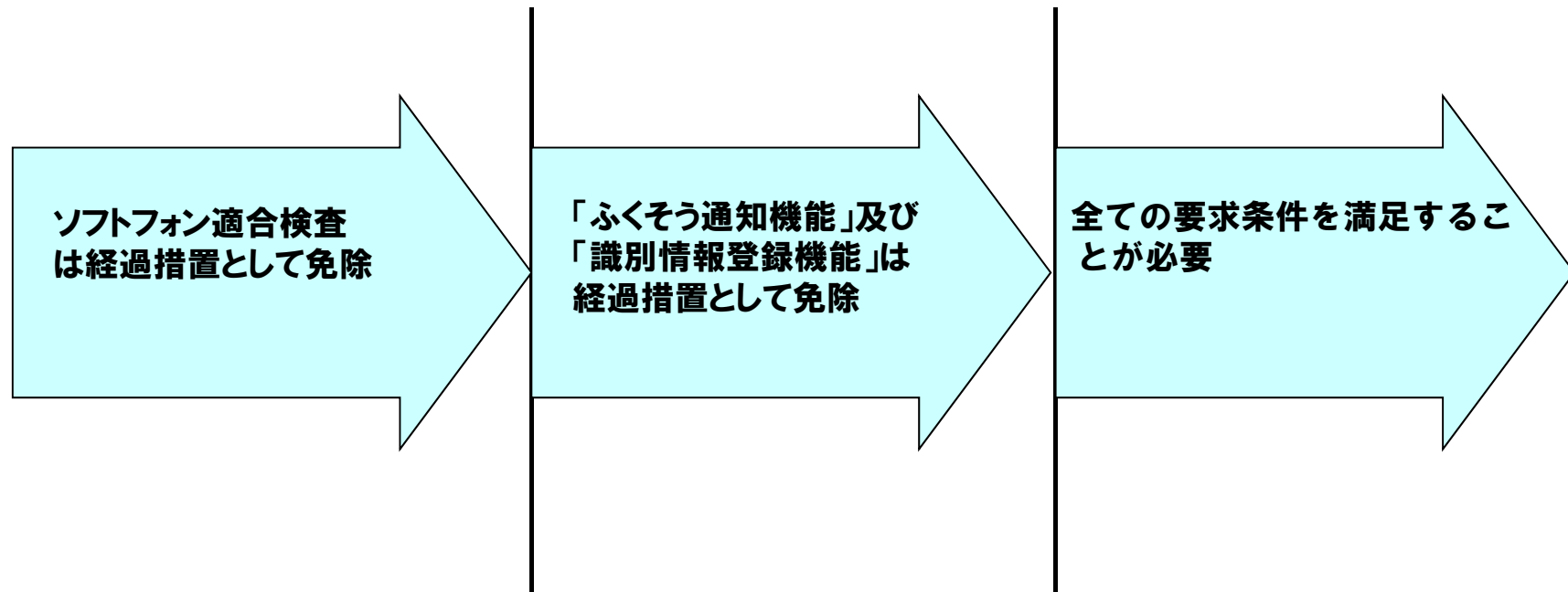
6. 経過措置について

- 平成24年4月末までに配布開始を行った、或いは行うソフトフォンについては、ソフトフォン適合検査は経過措置として免除する。
- 平成25年3月末までに配布を開始するソフトフォンについては、「ふくそう通知機能」及び「識別情報登録機能」への適合性を経過措置として免除する。（技術的条件も同様）
- 但し、将来、画面仕様の変更等、呼制御に係らない軽微なものを除くバージョンアップ等を行う場合には、バージョンアップ後のソフトフォン配布前までにソフトフォン適合検査に合格していただくことが必要。

ソフトフォンの配布開始時期

平成24年4月末

平成25年3月末



7. 公示について

- ・ 検査合格したソフトフォンについては、NTT東日本における適合検査ホームページにおいて公示を行う。

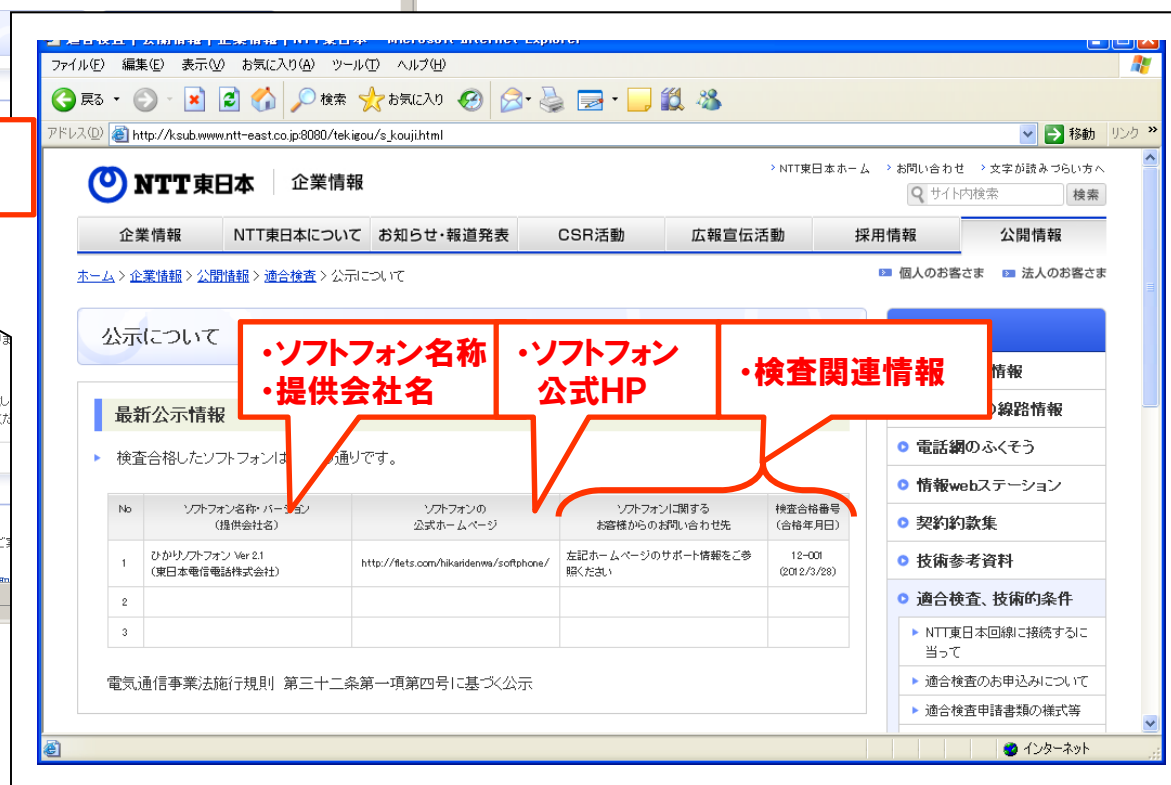


■NTT東日本

http://www.ntteast.co.jp/tekigou/s_kouji.html

■NTT西日本

<http://www.nttwest.co.jp/tekigou/softphone/4.html>



電気通信事業法 第69条第1項

利用者は、第五十三条第二項(第百四条第四項において準用する場合を含む。)、第五十八条(第百四条第七項において準用する場合を含む。)又は第六十五条の規定により**表示が付されている端末機器**(第五十五条第一項(第六十一条、前条並びに第百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。)を接続する場合その他**総務省令で定める場合を除き**、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、**当該電気通信事業者の検査を受け**、その接続が第五十二条第一項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする

電気通信事業法施行規則第32条第1項第4号

電気通信事業者が、その端末設備の接続につき検査を省略しても法第五十二条第一項の技術基準(当該電気通信事業者及び同項の総務省令で定める他の電気通信事業者が同項の総務大臣の認可を受けて定める技術的条件を含む。)**に適合しないおそれがないと認められる場合であつて、検査を省略することが適当であるとしてその旨を定め公示したものを接続するとき**